

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年4月1日
【会社名】	株式会社フィスコ
【英訳名】	FISCO Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 狩野 仁志
【本店の所在の場所】	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山五丁目4番30号
【電話番号】	03 (5774) 2440
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松崎 祐之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年3月30日開催の当社第22回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

イ. 配当財産の種類

金銭

ロ. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、金3円 総額109,103,400円

ハ. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、改正会社法といいます。)

が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第32条(取締役の責任免除)及び第43条(監査役の責任免除)について所要の変更を行うものであります。

(2) 現行定款第36条で引用する会社法の条文を改正会社法の条文に変更するものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、狩野 仁志、中村 孝也、松崎 祐之、深見 修、佐藤 元紀及び後藤 克彦の各氏を選任するものであります。

第4号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	226,024	330	-	(注)1	可決 99.85
第2号議案	225,992	362	-	(注)2	可決 99.84
第3号議案					
狩野 仁志	225,939	415	-	(注)1	可決 99.82
中村 孝也	225,939	415	-		可決 99.82
松崎 祐之	225,917	437	-		可決 99.81
深見 修	225,917	437	-		可決 99.81
佐藤 元紀	225,928	436	-		可決 99.81
後藤 克彦	225,912	442	-		可決 99.80
第4号議案					
ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件	225,709	645	-	(注)2	可決 99.72

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上